

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

インベスコ S&P 500 イコール・ウェイト・ファンドを5月31日に設定

2024年5月31日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社（代表取締役社長兼 CEO：佐藤秀樹、所在地：東京都港区、以下「インベスコ」）は、本日5月31日に「インベスコ S&P 500 イコール・ウェイト・ファンド」を設定・運用を開始しましたので、お知らせいたします。

当ファンドは主として、上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、S&P 500 イコール・ウェイト指数（税引後配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

代表取締役社長兼 CEO である佐藤秀樹は「日本においても S&P500 指数に連動するファンドが人気を博している中で、S&P500 指数の値動きが、一部の時価総額の大きい構成銘柄に左右される状況が強まっている市場環境を鑑み、米国の投資家に分散投資の手段として支持されている、S&P 500 イコール・ウェイト指数に連動するファンドを日本の投資家の皆様にもお届けすることを目的として、この度、当ファンドを設定致しました。今後も日本の投資家の資産形成の一助になれるよう努めて参ります。」と述べています。

※ ファンドは、S&P 500 イコール・ウェイト指数（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。本ベンチマークについての詳細は、後掲「当ファンドの対象インデックスについて」をご参照ください。ファンドは、ベンチマークと連動する投資成果を目指して運用を行います。基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。

S&P 500 イコール・ウェイト指数は S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスがインベスコ・アセット・マネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®および S&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。

インベスコ S&P 500 イコール・ウェイト・ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500 イコール・ウェイト指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

以上

「インベスコ S&P 500 イコール・ウェイト・ファンド」について

■ファンドの目的と特色

ファンドの目的

上場投資信託証券（以下、「ETF」という場合があります。）を主要投資対象とし、S&P 500イコール・ウェイト指数（税引後配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、S&P 500イコール・ウェイト指数（税引後配当込み、円換算ベース）^{*}の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

上場投資信託証券（ETF）の組入比率は、原則として高位を維持します。

以下の上場投資信託証券（ETF）を、投資対象ETFとします。なお、投資対象ETFは、委託会社の判断により今後変更となる場合があります。

投資対象ETF	Invesco S&P 500® Equal Weight ETF
運用会社	Invesco Capital Management LLC

2 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。

^{*} ファンドは、S&P 500イコール・ウェイト指数（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。本ベンチマークについての詳細は、後掲＜当ファンドの対象インデックスについて＞をご参照ください。ファンドは、ベンチマークと連動する投資成果を目指して運用を行います。が、基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。

■ 主な投資制限

上場投資信託証券 (ETF) への投資割合	制限を設けません。
株式への投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の株式*1への投資割合	投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※1 S&P 500イコール・ウェイト指数を構成する銘柄を除きます。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
投資信託証券*2への投資割合	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ※2 上場投資信託証券 (ETF) を除きます。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。

■ 分配方針

■ 年1回の6月10日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。

■ 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

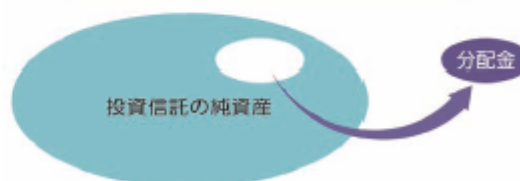
■ ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。

■ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

■ ファンドのリスク

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、実質的に外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。



価格変動リスク

〈株式〉株値の下落は、基準価額の下落要因です。

株値は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。



信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。

ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。



カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。



為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。

為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。



流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。

市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

* 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンド固有の留意点

ベンチマークに関する留意点

■ファンドはベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。主として、ファンドとベンチマークの組入資産の銘柄、売買タイミング、時価評価および比率の差異並びに信託報酬、取引費用、為替等の要因があるため、ファンドとベンチマークの騰落率は完全に一致するものではなく、乖離する場合があります。また、投資対象ETFはベンチマークとの連動が約束されているものではなく、流動性の低下や需給の影響を受けるため、それらがファンドとベンチマークの騰落率の乖離要因となる場合もあります。ベンチマークに関して、指数提供者により構成銘柄および構成比率の訂正等が発生した場合には、通常のポートフォリオの調整を行う場合と比べて、ファンドとベンチマークの騰落率の乖離はより大きくなる可能性があります。ベンチマークの算出・取得ができない事態が生じた場合、委託会社はベンチマークの変更や廃止を含む運用方針の見直しを行うことまたはファンドを償還することがあります。

投資信託に関する留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。
- 運用担当部署は、投資対象ファンドのパフォーマンス状況の確認、運用委託先に対する定性・定量面の評価、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行います。また、運用部門から独立した管理部門が、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定を行います。これらの結果は運用リスク管理委員会に報告されます。

- コンプライアンス部は、ファンドのガイドライン・モニタリングをサポートし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

*リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

■ ファンドの申し込みメモ

お申し込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間：2024年5月30日 継続申込期間：2024年5月31日から 2025年9月8日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	購入・換金申込受付の中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 *分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。	信託期間	無期限（設定日：2024年5月31日）
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額（2024年5月30日の当初申込期間中は1口当たり1円）	繰上償還	信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。	決算日	毎年6月10日 （ただし、同日が休業日の場合は翌営業日） *第1期計算期間は、2024年5月31日から2025年6月10日までとします。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。	収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 *「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額	信託金の限度額	1兆円を上限とします。
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。 *申込不可日は投資対象ETFの変更等に伴い変更される場合があります。	運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで* （販売会社所定の事務手続きが完了したもの） ※2024年11月5日以降、申込締切時間は原則として毎営業日の午後3時30分までとする予定です。販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除は適用されません。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。		

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

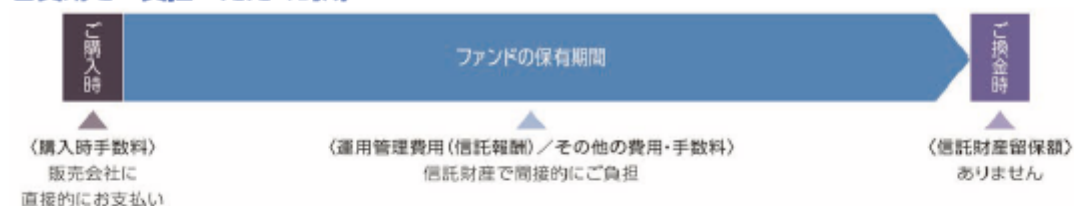
購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.30% (税抜3.00%) 以内 の率を乗じて得た額 *購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただけます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>日々の投資信託財産の純資産総額に年率0.33% (税抜0.30%)を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。</p> <p>信託報酬の配分は、以下の通りとします。</p>			
		年率0.33% (税抜0.30%)		
	(A) ファンドの 運用管理費用 (信託報酬)	配分先 (年率/税抜)	配分 (年率/税抜)	役務の内容
		委託会社	0.08%	ファンドの運用とそれに伴う調査、委託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
	販売会社	0.20%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	
	受託会社	0.02%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	
(B) 投資対象ETFの 信託報酬等	<p>投資対象とする上場投資信託証券(ETF) *：年率0.20% *上記は本書作成時に委託会社が入手し得る公表データを掲載したものであり、今後変動する可能性があります。また、投資対象ETFの見直しに伴い変更される場合があります。</p>			
(A+B) 実質的な負担	<p>年率0.53% (税込) 程度 *上記の値は目安であり、実際の上場投資信託証券(ETF)への投資比率等によって変動します。</p>			
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> 組入価値証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用ならびに投資対象ETFにおける諸費用および税金などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 監査費用、目録見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11% (税抜0.10%)を上限として、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。 			

*上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

各費用をご負担いただく時期



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税：換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記税率は2024年2月末現在の情報をもとに記載しています。

* 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

インベスコについて

インベスコ・リミテッド（以下、「インベスコ」）は、「素晴らしい投資体験を通じて、人々の人生をより豊かなものにする」ことを会社の存在意義として掲げ、グローバルな運用力を提供する世界有数の独立系資産運用会社です。インベスコは、グローバル市場で培った特色ある運用力を強みとするブランドを傘下に収め、世界中の個人投資家、機関投資家などの顧客の資産運用ニーズに対し、グループの総合力を結集して包括的な解決策を提供しています。インベスコは、世界 20 カ国以上に拠点を置き、ニューヨーク証券取引所に上場しています（証券コード：IVZ）。インベスコに関する詳しい情報は、[ウェブサイト](#)（英語）で入手することができます。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社について

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社は、「素晴らしい投資体験を通じて、人々の人生をより豊かなものにする」ことを会社の存在意義として掲げ、グローバルな運用力を提供する世界有数の独立系資産運用会社インベスコの日本拠点です。インベスコ・アセット・マネジメント株式会社は、内外の公的年金・企業年金、事業法人、銀行や保険会社など機関投資家を対象に、株式や債券などの伝統的な投資戦略からオルタナティブなど非伝統的な投資戦略まで幅広い商品およびサービスを提供しています。また、銀行・証券会社・保険会社などを通じて個人投資家向けの投資信託およびサービスを提供しています。インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に関する詳しい情報は、[ウェブサイト](#)で入手することができます。

その他の留意事項

当資料はインベスコ・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用する投資信託についてお伝えすることのみを目的として作成したプレスリリースであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。また、過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。当資料で詳述した分析は、一定の仮定に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。分析の際の仮定は変更されることもあり、それに伴い当初の分析の結果と差異が生じる場合があります。当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見などは特に記載がない限り当資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。ファンドの購入のお申し込みの場合には、投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。ファンドは、実質的に国内外の値動きのある有価証券など（外貨建資産には、為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 306 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
〒106-6114
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
六本木ヒルズ森タワー 14 階
Telephone 03-6447-3000

3615403-JP